

別表（第2条関係）

保 育 料 減 免 基 準

区分	減免対象事由	減免適用要件	減免方法	
1		生活保護法実施に係る保護の要否及び程度の決定（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通達8-2-(1)、以下「通達」という。）により算定した平均収入月額が、生活保護法に基づく最低生活費を下回ると認められるとき。	免除	
2	疾病、失業等により世帯の収入が減少した場合	通達により算定した年間総収入から推定した年間所得額（以下「年間推定所得額」という。）が前年の年間所得額と比較して、10分の6以下に減少したと認められ、かつ、生活保護法の規定に基づく最低生活費に100分の120を乗じて得た金額未満と認められるとき。	年間推定所得額から算出した税額に対応する階層に係る保育料の額と現保育料の額との差額を減額	
3	世帯構成員に大幅な変更があった場合	世帯の収入が生活保護法に基づく最低生活費に100分の120を乗じて得た額未満と認められる場合	年間推定所得額から算出した所得額について、新たな所得控除後の税額を算定し、その税額に対応する階層に係る保育料の額と現保育料の額との差額を減額	
4	災害（市の区域の広範囲にわたる災害を除く。）により、家屋又は家財（以下「資産」という。）に損害を受けた場合	資産の損害金額（保険金、損害賠償等により補填された金額を除く。次の区分において同じ）がその者の所有する全資産の価額の10分の10と認められるとき	免除	
5		資産の損害金額がその者の所有する全資産の価額の10分3以上と認められるとき（4の区分に該当する場合を除く。）	損害の程度	軽減率
			3/10以上 4/10未満	1/4
			4/10以上 5/10未満	1/2
			5/10以上 4/10未満	3/4